

事務所だより

第38号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

助成金を活用しよう！

第3回

離職後の求職に関する給付金

今月は、離職した方に対する再就職までの支援金としての給付金について紹介します。

やむを得ず

離職したら

雇用保険に加入している方が、離職した場合、収入が途絶えて生活が成り立たなくなる恐れがあります。このような恐れを回避するために、離職時の年齢や雇用保険加入年数、離職理由などに応じて失業給付という給付金を受給します。

受給前に

確認しておく事項

退職までに「雇用保険被保険者証」が手元にあるか確認しておきましょう。手元になく、直ちに雇用保険未加入とは限りませんが、手続き漏れ等の可能性もあります。万一、紛失した場合は、勤務先を通じてハローワーク（正式には「公共職業安定所」といいます。）から再交付されます。

また、求職活動以外にも、再就職に向けた職業訓練等の受講期間中や、求職

ですので、勤務先から離職票が交付されない場合や、交付する事業主が行方不明の場合等には、自分の住所地を管轄するハローワークに問い合わせしてください。

自分の住所地を管轄するハローワークで求職の申込みを行うと同時に、失業給付受給手続きを行います。なお、受給までの流れを別表2にまとめましたので、参照ください。また、失業給付は即日受給で

きませんので、注意してください。失業等給付の不正受給には「受給額の三倍返し」というペナルティーがありますので、求職状況等を正しく申告して受給してください。

《失業等給付の種類》 別表1

一般被保険者（65歳未満の方）
基本手当：定年、倒産、契約期間の満了等により離職後、求職期間中に受給 技能習得手当：公共職業訓練等の受講する場合に受給 寄宿手当：同居の親族と別居寄宿して公共職業訓練等の受講する場合に受給 傷病手当：求職期間中に、傷病療養のため15日以上求職活動ができない場合に受給
高年齢継続被保険者 （65歳前から雇用保険に加入し、65歳以降も同一事業主のもとで引続き就労していた方）
高年齢求職者給付金：離職したときに、一時金として受給
短期雇用特例被保険者 （日雇いを除いて季節的に雇用されていた方）
特例一時金：離職したときに、一時金として受給
日雇労働被保険者 （日々又は30日以内の期間を定めて雇用されていた方）
日雇労働求職者給付金：失業している場合に受給

《失業等給付受給までの流れ》 別表2

初回	求職の申込みと受給手続きを行う ・ハローワーク：受給資格の決定と離職理由の判定、受給説明会の日時を指定
2回目	初回で指定された日時の雇用保険受給者説明会に出席する ・ハローワーク：雇用保険受給に関する重要事項の説明、失業認定日を通知
3回目以降	原則として、4週間に1度、求職活動状況等の報告を行う ・ハローワーク：失業の認定を行い、基本手当給付を決定 （失業の認定を行った日から通常5営業日で、指定した金融機関の預金口座に基本手当が振り込まれる。）

Q 私は、現在59歳です。会社を退職して平成16年4月から3年間国民年金に加入していました。しかし、当時収入が無かったために年金保険料を納めていません。今から納付することができますか。

国民年金保険料の納付もれ

A 会社を退職した方は、配偶者が厚生年金保険や共済組合への加入者であれば、届出をすることで国民年金第3号被保険者となりますので、自分で保険料を納付する必要はありません。そうでなければ国民年金の第1号被保険者として毎月の保険料を納付することになります。今回のケースでは、平成16年4月から平成19年3月までの3年間は『未納期間』となっています。

保険料は、原則として該当月の翌月末日までが納付期限ですが、最大2年前までさかのぼって納付することができます。しかし、今年10月に施行される救済制度によって、平成14年10月分までの保険料を納付できるようになります。

納付する金額は、当時の保険料に利子相当を加算した額を予定しています。

この納付制度は、平成27年9月までの3年間の期限付です。今年8月から順次該当者に向けて通知書が郵送されます。

申し出が遅れて、納付しようとする月分が10年以上経過すると、納付制度の期限内であっても利用することができませんので注意してください。

七月の労務手続
「提出先・納付先」

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限
〔都道府県労働局または労働基準監督署〕
（六月一日～七月一日）

給与計算をアウトソーシングしてみませんか？

給与計算アウトソーシングのメリット

- ・ 本来業務に専念し、他業務の補助として時間が確保できる。
- ・ 従業員に給与の内容が漏れない。もちろん外部への機密保持も万全。
- ・ 社会保険や税の法改正にも即応し、担当者の負担を軽減。
- ・ 知識や経験不足などによる計算ミスや手続きもれなどの心配無し。
- ・ 給与担当者の急な欠勤、退職時にも慌てない。

「各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。」

A 給与計算代行のみ

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

B 給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

C 給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、下記の藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com

編集後記

今年早くから台風が上陸しています。六月の台風上陸は珍しいとのこと、六月十九日の上陸は気象庁が台風の統計を開始した一九五一年以降、七番目の早さとなるのだそうです。
上陸後、足早に駆け抜ける台風とは逆に、社会保障と税の一体改革はじっくり世論の声を耳を傾けて進めてもらいたいものです。
(きん)

○健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限（七月二日～一日）
〔年金事務所または健保組合〕
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
〔公共職業安定所〕
○労働保険一括有期事業開始

届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
〔労働基準監督署〕
十七日
○身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書の提出
〔公共職業安定所〕
三十一日
○労働者死傷病報告の提出

（休業四日未満、四月～六月分）
〔労働基準監督署〕
○健保・厚年保険料の納付
〔郵便局または銀行〕
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
〔年金事務所〕
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
〔公共職業安定所〕

